

○自衛官の採用の基準に関する訓令（昭和30年防衛庁内訓第1号）と選考による自衛官の採用の基準に関する訓令案の対比表

（下線部分は相違部分）

新規制定する防衛省訓令案	廃止する防衛庁内訓
防衛省訓令第 号 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第23条第3項の規定に基づき、及び同規則附則第3項の規定を実施するため、<u>選考による自衛官の採用の基準に関する訓令</u>を次のように定める。 平成29年 月 日 防衛大臣 稲田 朋美 <u>選考による自衛官の採用の基準に関する訓令</u> （趣旨） <u>第1条 この訓令は、選考による1等陸佐以下3等陸曹以上、1等海佐以下3等海曹以上又は1等空佐以下3等空曹以上の自衛官の採用の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> （選考による自衛官の採用基準） <u>第2条 選考による1等陸佐以下3等陸尉以上、1等海佐以下3等海尉以上又は1等空佐以下3等空尉以上の自衛官（第1号及び第2号において「幹部自衛官」という。）の採用は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準により行う。</u> <u>(1) 幹部自衛官のうち次号に掲げるもの以外のもの 別表第1に定める基準</u> <u>(2) 医師又は歯科医師である幹部自衛官 別表第2に定める基準</u> 2 <u>選考による准陸尉以下3等陸曹以上、准海尉以下3等海曹以上又は准空尉以下3等空曹以上</u>	防衛庁内訓第1号 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第23条第3項の規定に基づき、及び同規則附則第3項の規定を実施するため、自衛官の採用の基準に関する<u>内訓</u>を次のように定める。 昭和30年5月10日 防衛庁長官 杉原 荒太 自衛官の採用の基準に関する訓令 （幹部自衛官の採用基準） <u>第1条 幹部自衛官の採用は、別表第1に定める年齢の範囲内で、かつ、次項以下の基準により行なう。</u> <u>2 1等陸尉、1等海尉又は1等空尉以下の幹部自衛官の採用は、学歴の区分に従い別表第2に定める基準により行なう。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず医師又は歯科医師たる3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以下の自衛官の採用は、学歴の区分に従い別表第3に定める基準により行なう。</u> <u>4 前2項の規定にかかわらず特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する幹部自衛官又は3等陸佐、3等海佐若しくは3等空佐以上（医師又は歯科医師たる自衛官については2等陸佐、2等海佐又は2等空佐以上）の自衛官の採用については、別に定めるところによる。</u> <u>5 採用直前において国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の職員であつた者を幹部自衛官に採用する場合において、前4項に定める基準によることが不適当であると認めるときは、そのつど別に定める基準によることができる。</u> （陸曹等の採用基準） <u>第2条 准陸尉、准海尉又は准空尉以下の自衛官（幹部自衛官の候補者たる自衛官を除く。）の</u>

の自衛官の採用は、他の訓令に定めるもののほか、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が、防衛大臣の承認を得てそれぞれ定める採用の基準により行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成29年 月 日から施行する。

(自衛官の採用の基準に関する訓令の廃止)

第2条 自衛官の採用の基準に関する訓令（昭和30年防衛庁内訓第1号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この訓令による廃止前の自衛官の採用の基準に関する訓令第2条の規定により防衛大臣の承認を得て定めた採用の基準については、選考による自衛官の採用の基準に関する訓令第2条第2項の規定により防衛大臣の承認を得て定めた採用の基準とみなす。

採用の基準は、自衛隊法施行規則に定めるもののほか、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が、防衛大臣の承認を得てそれぞれ定める。

別表第1

<u>適用区分</u> <u>階級</u>	<u>別表第2の適用を受ける者</u>	<u>別表第3の適用を受ける者</u>
<u>3等陸佐</u> <u>3等海佐</u> <u>3等空佐</u>	<u>45歳未満</u>	<u>47歳未満</u>
<u>1等陸尉</u> <u>1等海尉</u> <u>1等空尉</u>	<u>43歳未満</u>	<u>45歳未満</u>
<u>2等陸尉</u> <u>2等海尉</u> <u>2等空尉</u>	<u>36歳未満</u>	<u>42歳未満</u>
<u>3等陸尉</u> <u>3等海尉</u> <u>3等空尉</u>	<u>32歳未満</u>	<u>42歳未満</u>
<u>備考</u> <u>本表中の年齢は、採用日の直前の4月1日</u> <u>(採用日が4月1日であるときは、その日)</u> <u>現在において計算する。</u>		

別表第1（第2条関係）

<u>階級</u>	<u>経過年数</u>
-----------	-------------

別表第2

<u>学歴</u>	<u>旧大卒</u>	<u>新大卒</u>	<u>旧専4卒</u>	<u>旧専3卒</u>	<u>旧軍学校</u>
-----------	------------	------------	-------------	-------------	-------------

1 等陸佐 1 等海佐 1 等空佐	<u>1 5 年以上</u>
2 等陸佐 2 等海佐 2 等空佐	<u>1 2 年以上</u>
3 等陸佐 3 等海佐 3 等空佐	<u>9 年以上</u>
1 等陸尉 1 等海尉 1 等空尉	<u>5 年以上</u>
2 等陸尉 2 等海尉 2 等空尉	<u>3 年以上</u>
3 等陸尉 3 等海尉 3 等空尉	<u>1 年以上</u>

(注) この表において「経過年数」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した時、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学位を授与された時又は同法の規定による大学に相当する外国の学校を卒業した時以後の年数とする。

階級					卒
(新設)					
1 等陸尉 1 等海尉 1 等空尉	<u>1 1</u> ～	<u>1 2</u> ～	<u>1 4</u> ～	<u>1 5</u> ～	全員
2 等陸尉 2 等海尉 2 等空尉	<u>1 1</u> 未満	<u>8 ～</u>	<u>1 0</u> ～	<u>1 1</u> ～	
3 等陸尉 3 等海尉 3 等空尉		<u>3 ～</u>	<u>1 0</u> 未満	<u>1 1</u> 未満	

注 1 本表中の学歴の区分は、次のとおりとする。

旧大卒・・・ア 旧大学令（大正 7 年勅令第 38 号）による大学の卒業者

イ 人事院細則 9-8-2（初任給、昇格、昇給等の実施細則）別表（以下「細則別表」という。）第 15 の 1、七の区分に該当する者

新大卒・・・ア 細則別表第 15 の 1、六の区分に該当する者

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条第 2 項の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。ただし、旧大卒に含まれるものを除く。

旧専 4 卒・・・細則別表第 15 の 2、四の区分に該当する者

旧専 3 卒・・・細則別表第 15 の 2、五の区分に該当する者。ただし、同区分中、(31)又は(32)に掲げるものを除く。

旧軍学校卒・・・ア 旧陸軍士官学校（旧陸軍航空士官学校を含む。以下同じ。）旧陸軍経理学校、旧海軍兵学校、旧海軍機関学校又は

別表第 2（第 2 条関係）

階級	経過年数
1 等陸佐 1 等海佐 1 等空佐	1 3 年以上
2 等陸佐 2 等海佐 2 等空佐	9 年以上
3 等陸佐 3 等海佐 3 等空佐	7 年以上
1 等陸尉 1 等海尉 1 等空尉	3 年以上
2 等陸尉 2 等海尉 2 等空尉	1 年以上

（注）この表において「経過年数」とは、医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 1 号）に基づく医師免許又は歯科医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 2 号）に基づく歯科医師免許を取得した時以後の年数とする。

旧海軍経理学校の卒業者

イ 昭和 2 0 年 8 月 1 5 日現在において、旧陸軍士官学校第 6 0 期生、旧陸軍経理学校第 9 期生、旧海軍兵学校第 7 5 期生又は旧海軍経理学校第 3 6 期生として在学した者

2 本表注「1 1 ～」等とあるのは、卒業、修了、試験合格又は免許取得の日からの経過年数 1 1 年以上等を示し、「1 1 未満」等とあるのは、当該経過年数 1 1 年未満等を示す。

別表第 3

階級	免許 学歴	医師			歯科医師	
		医大 卒	医専 5 卒	医専 4 卒	歯大 卒	歯専 卒
(新設)						
3 等陸佐 3 等海佐 3 等空佐		8 ～	1 1 ～	1 2 ～	8 ～	1 2 ～
1 等陸尉 1 等海尉 1 等空尉		4 ～	7 ～	8 ～	4 ～	8 ～
2 等陸尉 2 等海尉 2 等空尉		1 ～			1 ～	

注 1 本表中の学歴の区分は、次のとおりとする。

医大卒・・・ア 旧大学令又は学校教育法による大学の医学部医学科又は医科大学医学科の卒業者

イ 旧朝鮮教育令（昭和 1 3 年勅令第 1 0 3 号）、旧台湾教育令（大正 1 1 年勅令第 2 0 号）旧在關東州及滿洲国帝国臣民教育令（昭和 1 8 年勅令第 2 1 3 号）又は大正 1 0 年勅令第 3 2 8 号（以下「外

地教育令」という。)による大学の医学部医学科又は医科大学医学科の卒業者

ウ 外国の医学校（通算修業年限18年以上）の卒業者

医専5卒・・・ア 旧専門学校令（明治36年勅令第62号）による医学専門学校（修業年限5年）の卒業者

イ 外国の医学校（通算修業年限16年以上18年未満）の卒業者

医専4卒・・・ア 旧専門学校令による医学専門学校（修業年限4年以下）の卒業者

イ 外地教育令による医学専門学校の卒業者

ウ 外国の医学校（通算修業年限16年未満）の卒業者

エ 外地又は外国でその地の法令による医師免許又は医業免許を得た者のうち医大卒に含まれないもの

歯大卒・・・ア 旧大学令又は学校教育法による大学の医学部歯学科若しくは歯学部歯学科又は医科歯科大学の歯学科の卒業者

イ 外国の歯科医学校（通算修業年限18年以上）の卒業者

歯専卒・・・ア 旧専門学校令による歯科医学専門学校の卒業者

イ 外地教育令による歯科医学専門学校の卒業者

ウ 外国の歯科医学校（通算修業年限16年未満）の卒業者

エ 外地又は外国でその地の法令による歯科医師免許又は歯科医業免許を得た者のうち歯大卒に含まれないもの

2 注1において通算修業年限とは、その学校を卒業するのに通常必要とする義務教育（義務教育のない国においては、これに準ずるもの）以後の最小限の各学歴の正規の在学年数の合計をいう。

3 本表中「11～」等とあるのは、「経験年数11年以上」等を示す。経験年数の算定方法は、別記医師等経験年数算定要領による。

別記

医師等経験年数算定要領

別表第3の適用を受ける者の経験年数は、基準経験年月数に加算年月数を加え、減算年月数を減

じたものとする。この場合において、基準経験年月数、加算年月数及び減算年月数の意義は、それぞれ次の各号による。

(1) 基準経験年月数は、医師法（昭和２３年法律第２０１号）による医師免許又は歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）による歯科医師免許（以下「免許」という。）取得後において、医学若しくは歯学の研究若しくは教育、医療、保健指導、衛生行政又はこれらと直接関係のある業務（以下「医学研究等」という。）に従事した年月数とする。その計算に当たっては、１日でも医学研究等に従事した月は１月として計算するものとする。

(2) 加算年月数は、次に掲げるものとする。その計算に当たっては、前号の計算法に準ずるが、同一の月が重複して計算されることとなる場合は１月として計算することとし、また、前号によつて計算される月及び次号に掲げる所要修学年月数に数えられる月は、これを算入しないものとする。

ア 医大卒業後又は医専卒業後実地修練を経て医師国家試験に合格した者については、１年

イ 免許を取得しうる資格を得た後、医学若しくは歯学の研究に従事した年月数及び免許を取得の手續に要した月数

ウ 免許を取得しうる資格を得た後、兵役に従事した期間及び兵役に引き続き海外に抑留された期間のうち、任免権者が適当と認める部分の年月数

エ 外地又は外国でその地の法令による医師免許、歯科医師免許、医業免許又は歯科医業免許（以下「外地免許等」という。）を取得した後、医学研究等に従事した期間のうち、任免権者が適当と認める部分の年月数

(3) 減算年月数は、次に掲げるものとする。免許を取り消され又は医業の停止を命ぜられていた年月数で基準経験年月数に加えられるもの。